

学校いじめ防止基本方針

令和5年4月

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。また、いじめはどこの学校でも、どの児童にも起こりうるものであり、決して許されない行為である。

いじめ防止等について、全職員が一体となり、全力で取り組んでいくために、「五所川原市立市浦小学校『学校いじめ防止基本方針』」を策定する。

第1 いじめの定義

いじめとは、当該児童に対して、当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。起こった場所は、学校の内外を問わない。

第2 いじめ防止に向けた学校の方針

いじめをしない、させない、許さない、見過ごさない

いじめは、どの学校でも、どの学級でも起こりうるという認識のもと、すべての児童が安心して学習や活動に取り組むことができる、いじめのない学校の実現のために日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する。とりわけ、児童の尊い命が失われることは、決してあってはならず、早期発見、早期対応を基本として取り組んでいく。

- (1) いじめに関する児童の理解を深め、いじめを生まない・許さない態度を養う。
- (2) いじめられた児童が安心して学校生活を送ることができるよう組織的に守る。
- (3) 情報の共有化や共通認識による指導の徹底を基盤に、学校が一丸となって組織的に取り組む。
- (4) 保護者・地域住民・関係機関と連携して取り組む。

第3 学校における取組

1 組織等の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、本校職員等によって組織される次の委員会を設置する。【別表1】

(1) いじめ防止対策委員会

- ① 目的
 - ・いじめの未然防止、早期発見に関する対策の検討
- ② 構成員
 - ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、
- ③ 活動内容
 - ・いじめの相談、通報の窓口となること
 - ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
 - ・いじめの防止に関すること
 - ・基本方針の点検及び見直し
 - ・いじめの疑いに関する情報や問題行動等に係る情報の収集、記録等
- ④ 開催
 - ・定例職員会議後に定例会をもつ。

(2) 緊急いじめ対策委員会

- ① 目的
 - いじめ事案が下記に該当する場合に組織し、その対応に当たる。
 - ・いじめ事案がいじめを受けた児童の心身に影響を及ぼすと判断した場合
 - ・上記の他、いじめ事案が他機関との連携が必要と判断した場合
- ② 構成員
 - ・平常時メンバーの校長、教頭、教務主任、生徒指導主任に、学級担任及び養護教諭を加える。
- ③ 活動内容
 - ・いじめを受けた児童の心身に影響を及ぼす事案に対する対応
 - ・他機関との連携が必要ないじめ事案に対する対応
- ④ 実施
 - ・いじめ事案発生時に緊急招集する。

2 学校における具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ① 学校の努力目標の一つに「きまりを守り 相手を思いやる子」を掲げ、いじめを許さない態度を養うこと、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- ② 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ③ 児童の自発的な活動を支える委員会活動、及び児童会集会活動の充実を図る。
- ④ 自己有用感を高める体験的活動の充実を図る。
- ⑤ インターネットを通じて行われるいじめ防止のための啓発活動（情報モラル研修会等）を行う。
- ⑥ いじめ防止対策のための具体的な指導内容のプログラム化を図る。

(2) 早期発見のための取組

① いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、児童に対する定期的な調査、及び相談活動を次のとおり実施する。

- ・児童対象いじめアンケートを毎月行い、必要に応じて、学級担任による児童からの聞き取り調査を行う。
- ・全校児童対象に、スクールカウンセラーによる一人年1回の面談を計画的に実施する。

② いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ・放課後を活用した学級担任との面談
- ・相談室として会議室の活用（S Cと保護者との面談も含む）
- ・保護者懇談、面談の実施

③ 教職員の資質向上

- ・いじめの防止等に関する研修を年間計画に位置付け、実施する。

④ いじめの適切な対処等のあり方についてマニュアルを定める。

（早期発見・事案対処のマニュアル【別表2・3】）

(3) いじめに対する早期対応・措置

① いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。

② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

③ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられると認められるまでは、保護者と連携を図りながら一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。 また、いじめの解消には、「いじめに係る行為が3ヶ月以上やんでいること」、「いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされることが必要である。

④ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(4) 重大事案への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

① 具体的対処

ア 重大事態が発生した旨を、五所川原市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。【別表1】

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

② 情報管理、マスコミ対応等

ア 事実調査で得られた情報は外部に漏洩しないよう校長・教頭が適切に管理する。

イ マスコミへの対応は窓口を校長とし、教育委員会と連携して対応する。

(5) 評価及び見直しについて

① 次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

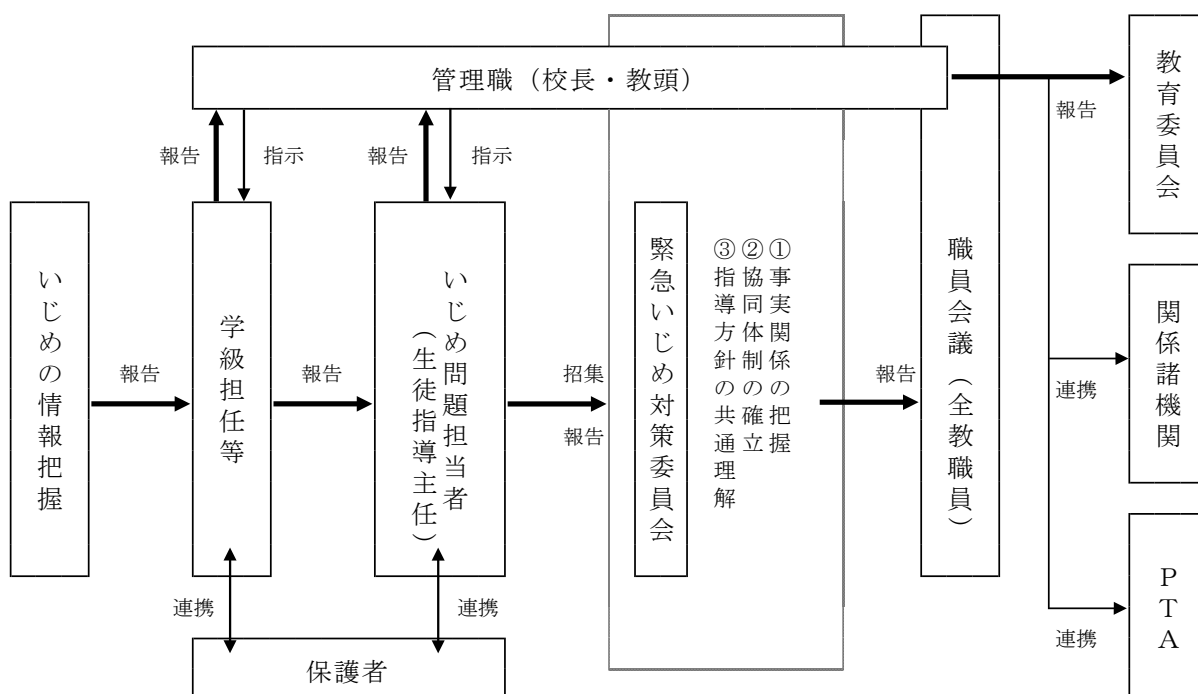
② 随時、基本方針を見直し、より実効性のあるものにしていく。

(6) 保護者、地域への情報発信と連携

① 年度最初の参観日を通じて、いじめ防止基本方針やいじめ防止の取組状況、学校評価結果等について説明する。

② 学校評議員の活用により、いじめの問題等、学校が抱える課題について共有し地域ぐるみで解決する仕組みを整える。

第4 いじめの報告体制



第5 いじめ防止プログラム（年間指導計画）

学期	月	いじめ防止等対策委員会(教職員の取り組み)	防止対策等(保護者・児童対象)
1 学期	4 月	○第1回いじめ防止対策委員会 ・いじめ防止基本方針についての検討 ・いじめ対策に関わる共通理解 ○第2回いじめ防止対策委員会 ・昨年度の観察児童の確認及び新年度の様子等	・学校のいじめ等問題行動に対する方針の保護者への説明 ・保護者面談 ・スタートカリキュラム（1年生） ・あいさつ強化週間 ・いじめアンケート調査（毎月実施）
	5 月	○第3回いじめ防止対策委員会 ・みんなの学級生活アンケート内容の検討 ・教育相談の取組内容の検討	・みんなの学校生活アンケートの実施
	6 月	○第4回いじめ防止対策委員会 ・教育相談後の情報交換	・教育相談の実施
	7 月	○夏季休業前の全体指導 ○第5回いじめ防止対策委員会 ・1学期取組の反省と2学期の検討	・七夕集会（運営委員会） ・保護者面談
2 学期	8 月	○支援を要する児童についての共通理解(職員会議)	・あいさつ強化週間
	9 月	○第6回いじめ防止対策委員会 ・夏季休業中の児童について	
	10 月	○第7回いじめ防止対策委員会 ・教育相談の取組内容の検討	・みんなの学校生活アンケートの実施
	11 月	○第8回いじめ防止対策委員会 ・教育相談実施後の情報交換	・教育相談の実施
	12 月	○冬季休業前の全体指導 ○第9回いじめ防止対策委員会 ・2学期取組の反省と3学期の検討	
3 学期	1 月	○第10回いじめ防止対策委員会 ・冬季休業中の児童について	・あいさつ強化週間
	2 月	○第11回いじめ防止対策委員会 ・今年度の観察児童について ○市浦中学校との情報交換	・市浦中1日入学 ・節分集会（運営委員会）
	3 月	・学年末・学年始休業前の全体指導 ・本年度のまとめ ・来年度の課題検討・見直し	・卒業生を送る会

○上記以外に年間を通して行うもの

- ・観察児童の様子や他児童の情報交換（いじめ防止対策委員会・職員会議等）
- ・登校時のあいさつ運動への指導
- ・スクールカウンセラーによる児童への面談
- ・学級活動等の時間を活用してのインターネットの危険やモラルについての指導
- ・地域社会や集団の中で、様々な人々との触れ合いを通してのコミュニケーション能力の育成（シジミ学習、保小交流学習、小中合同「虫送り」練習等）
- ・規律正しい態度で主体的に参加できる授業づくりや集団づくり
（学習の5つの約束、しゅうらっ子の約束等）